

鳥取県医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内の病院及び有床診療所（以下「病院等」という。）に従事する医師及び看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師（以下「職員」という。）が安心して仕事を続けることができるよう、病院等事業者に対し勤務環境等の改善を促すことにより、離職防止及び再就業の促進を図ることを目的として、病院等事業者が職員の子の保育に係る費用を負担する場合に交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、職員が業務の都合等により、子の保育のために別表第1欄に掲げる保育サービスを利用する経費（以下「補助対象経費」という。）の額に3分の2を乗じて得た額以上を病院等事業者が負担した場合、当該病院等事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（別表第2欄に掲げる額を上限とする。）に3分の1を乗じて得た額と病院等事業者の負担額から補助事業に係る県補助金以外の収入額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額以下とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、それぞれ鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書には、変更等の内容を記載した様式第2号及び様式第4号による書類を添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から1か月を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第5号によるものとする。

(利用状況の報告)

第8条 病院等事業者は、別表に掲げる保育サービスに係る職員の利用状況について、様式第6号により鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長が別に定める日までに県に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行し、第7条の改正規定は施行の日から、第2条の改正規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月5日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象とする保育サービス			2 補助対象 経費の上限額
保育サービスの 種類	事業実施 主体	サービスの内容	
ファミリー・ サポート・セ ンター	市町村	乳幼児、小学生等の児童（以下「児童」という。）を有する子育て中の労働者、主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。	利用料金の1 時間あたりの 単価800円 （ただしタク シー事業者に よる送迎の場 合は上限なし）かつ利用 料金の職員1 人当たりの年 間合計額19 5,000円。
ベビーシッター事業者による保育サービス	上記以外のベビーシッター事業者を行う者	依頼により、児童の預かり等の保育サービスを行うもの。	
タクシー事業者による送迎	道路運送法第3条に基づき一般乗用旅客自動車運送事業を行う者	依頼により、児童の送迎を行うもの。	
病児・病後児保育	病児・病後児保育事業を行う者	病気で集団保育が困難な場合等で、保護者の勤務等の都合により家庭での保育ができない児童の保育サービスを行うもの。	